

仮訳「ドイツ 1943 年ライヒ少年裁判所法」

野 田 龍 一 *
南 優 美 **

まえがき

以下、仮訳として公表するのは、ドイツで 1943 年に公布されたライヒ少年裁判所法である。ドイツの少年裁判所法については、1923 年法が、訳者不詳「獨逸國少年裁判所法」『司法資料第 31 號』（1923 年）として、1953 年法が、白井滋夫訳「ドイツ連邦共和国少年裁判所法」（『家裁月報』第 24 巻第 5 号）（1972 年）として、1997 年の時点における同法が、土井政和・武内謙治訳「ドイツ少年裁判所法および同基準」（『九州大学 法政研究』第 64 巻第 1 号）（1997 年）として、それぞれ邦訳されている。しかし、これらの少年裁判所法のはざまに出現した 1943 年法については、これまで全訳が公表されたことはなかった、と考えられる。

南 優美は、2006 年、福岡大学大学院法学研究科に提出した修士（法学）学位論文の付録として、1943 年法的全訳を添付した。その後、筐底に秘すままであったが、機会を得たので、ここに公表する。

* 福岡大学法学部教授

** 福岡大学大学院法学研究科博士課程後期 3 年在学生

凡 例

1. 邦訳にあたり依拠した原典は、Reichsgesetzblatt,1943,Theil I, S.635-650である。
2. [] で囲まれた数字は、原典の頁を表示する。
3. [] で囲まれた語句は、翻訳者による挿入部分であることを表示する。
4. 邦訳にあたり、上記の先学による業績を参考にさせていただいた。感謝したい。
5. 紙幅の理由から、訳注は、一切付けなかった。
6. 翻訳を担当したのは、南 優美である。野田龍一は、翻訳者の訳を校閲したにとどまる。
7. 本翻訳掲載にあたっては、福岡大学研究推進部および法学部研究推進部委員 蓑輪靖博先生のご高配にあずかった。感謝したい。なお、本資料を一素材として、南 優美が公表を予定している論説については、本号掲載論説「ナチス＝ドイツにおける少年厳罰化について」「はじめに」注*を参照されたい。
8. 以下は、文字通り仮訳である。読者諸賢のご教示を仰いで、今後推敲を重ねたい。
9. 翻訳者は、この研究にあたり、福岡大学法学部教授 福山道義先生および同教授 平田 紳先生から、なにくれとなく、ご指導・ご鞭撻を賜った。この機会に感謝したい。

(2009年10月2日)

[635]

少年刑法を単純化し、かつ、統一することについての命令 (少年刑法令)。

1943 年 11 月 6 日。

以下は、少年刑法を単純化し、かつ、統一するために、ライヒ長官兼ライヒ官房長および党官房長の了解を経て、1942 年 8 月 20 日のライヒ司法長官の特別の委任についての総統の布告(ライヒ官報 I 535 頁)にもとづいて、命令される。

第 1 条

- (1) ライヒ少年裁判所法の以下の新条文は、1944 年 1 月 1 日に施行される。
- (2) この法律は、その施行前に行なわれた諸行為にもまた適用される。
- (3) この法律は、併合された東方領域においても適用される。この法律は、ボヘミア=モラヴィア保護領においては、ドイツの司法官庁に関して適用される。；ただし、この法律の実体法諸規定は、ドイツ刑法が適用されるかぎりでのみ、適用される。

第 2 条

このライヒ少年裁判所法の新条文が施行されることにより、それに抵触するか、またはそれによって対象を失った諸規定は、失効する。名を挙げて言えば、次の通りである。：

1. 1923 年 2 月 16 日の少年裁判所法(ライヒ官報第 I 部 135 頁)；
2. 1939 年 10 月 4 日の少年重犯罪人に対する保護のための命令(ライヒ官報第 I 部 2000 頁)；
3. 1940 年 10 月 4 日の少年刑法を補充するための命令(ライヒ官報第 I 部 1336 頁)；
4. 1940 年 11 月 28 日の少年刑法を補充するための命令を施行するための命令(ライヒ官報第 I 部 1541 頁)；

5. 1940年12月10日の少年刑法を補充するための命令を施行するための第二命令（ライヒ官報第I部1608頁）；
6. 1941年1月27日の少年刑法を補充するための命令を施行するための第三命令（ライヒ官報第I部45頁）；
7. 1941年5月16日の少年刑法を補充するための命令を施行するための第四命令（ライヒ官報第I部286頁）；
8. 1941年9月10日の少年不定期刑についての命令（ライヒ官報第I部567頁）；
9. 1942年1月6日の少年不定期刑についての命令を施行するための命令（ライヒ官報第I部18頁）；
10. 1940年2月21日の刑事裁判所の管轄、特別裁判所ならびにその他の刑事訴訟法諸規定についての命令の第3条および第17条第2項（ライヒ官報第I部405頁）；
11. 1940年3月13日の刑事裁判所の管轄、特別裁判所ならびにその他の刑事訴訟法諸規定についての命令の第3条（ライヒ官報第I部489頁）；

[636]

12. 1934年4月24日の刑法および刑事訴訟法の諸規定を変更するための法律の第IV節第6条（ライヒ官報第I部341頁）；
13. 1920年4月9日の刑罰簿からの制限される情報提供および前科抹消についての法律の第6条第4項および第7条第3項（ライヒ官報507頁）；
14. 1928年7月18日のオーストリア少年裁判所法（[オーストリア]連邦官報第234号）；
15. 1928年12月12日のオーストリア少年裁判所命令（[オーストリア]連邦官報第339号）；
16. 1940年10月31日のオーストマルクにおける少年福祉についての命令を施行し、かつ、補充するための命令（ライヒ官報第I部1461頁）；

17. 1941 年 3 月 27 日のボヘミア＝モラヴィア保護領における少年刑法命令を適用するについての命令 (ライヒ官報第 I 部 203 頁)。

第 3 条

1940 年 10 月 4 日の少年刑法を補充するための命令の第 4 条 (ライヒ官報第 I 部 1336 頁) は、以下の文言で、ライヒ刑法典の中に、その第 139b 条として取り入れられる。:

「 第 139b 条

18 歳未満者の監督について責務を負いながら、しかるべく監督しない者は、被監督者が、刑罰で処罰される行為を行ない、監督義務者が、しかるべき監督によって、それを阻止できたであろうときには、6 月以下の軽懲役もしくは禁錮または罰金に処する。別段の刑罰が、その他の規定において設けられているかぎりでは、先の規定は適用されない。

この規定の意味において監督義務者とは、幼児または少年の人格に関する配慮の責務を負うか、または、幼児もしくは少年の教育または養育が、全部またはおおむね付託される者である」。

第 4 条

ライヒ司法長官およびライヒ内務長官は、各自、それぞれの事務領域に関して、この命令を施行するために必要な法規定および行政規定を布告する。両長官は、各自、それぞれの事務領域に関して、疑問としてある諸問題について判断をすることができる。

ベルリン 1943 年 11 月 6 日。

ライヒ司法長官

Dr. Thierack

[637]

付録

(先の命令の第1条第1項について)

ライヒ少年裁判所法

目次

第1部

少年の諸非行およびそれらの諸効果：第1条ないし第20条

第1節

総則：第1条ないし第3条

第1条 適用領域

第2条 少年犯罪の諸効果

第3条 責任

第2節

刑罰：第4条ないし第6条

第4条 少年輕懲役

第5条 少年輕懲役の期間

第6条 不定期の少年輕懲役

第3節

懲戒処分：第7条ないし第10条

第7条 種類と適用

第8条 少年拘禁

第9条 特別の諸義務を課すこと

第10条 戒告

第4節

教育措置：第11条ないし第13条

第11条 種類

第 12 条 指示

第 13 条 保護観察および養護教育

第 5 節

数個の犯罪行為：第 14 条ないし第 15 条

第 14 条 1 人の少年の数個の犯罪行為

第 15 条 あいことなる年齢時の数個の犯罪行為

第 6 節

通則：第 16 条ないし第 19 条

第 16 条 付加刑および付随的效果

第 17 条 治療施設および世話施設への送致

第 18 条 刑罰と措置との結合

第 19 条 義務および指示の不履行

第 7 節

一般刑法の適用：第 20 条

第 20 条 少年重犯罪人

第 2 部

少年裁判所組織および少年刑事訴訟に関する特別諸規定：第 21 条ないし第 55 条

第 1 主部

少年裁判組織：第 21 条ないし第 25 条

第 21 条 少年裁判所

第 22 条 少年裁判官の諸任務

第 23 条 少年検察官

第 24 条 少年裁判官および少年検察官の選任

第 25 条 ヒトラー＝ユーゲント、少年裁判所補助員

第 2 主部

少年刑事訴訟：第 26 条ないし第 55 条

第 1 節

管轄：第 26 条ないし第 27 条

第 26 条 事物管轄

第 27 条 土地管轄

第 2 節

予審：第 28 条ないし第 30 条

第 28 条 調査の範囲

第 29 条 被疑者の尋問

第 30 条 訴追の省略

第 3 節

公判：第 31 条ないし第 39 条

第 31 条 裁判官による審理の停止

第 32 条 非公開

第 33 条 被告人および教育義務者の在廷

第 34 条 関係人の一時的退廷

第 35 条 ヒトラー＝ユージェントおよび少年裁判所補助員の陳述権

第 36 条 少年拘禁における勾留の斟酌

第 37 条 後見裁判官への移送

第 38 条 費用と立替金

第 39 条 判決理由

第 4 節

上訴：第 40 条

第 40 条 判決への異議申立て

第 5 節

訴訟審理通則：第 41 条ないし第 47 条

第 41 条 教育義務者の地位

第 42 条 弁護人

第 43 条 付添人

第 44 条 通知

第 45 条 教育についての仮の命令

第 46 条 勾留

第 47 条 観察送致

[638]

第 6 節

特別審理：第 48 条ないし第 55 条

第 1 款

略式少年審理：第 48 条ないし第 50 条

第 48 条 諸要件

第 49 条 申立ての却下

第 50 条 審理と判決

第 2 款

その他の特別諸審理：第 51 条ないし第 55 条

第 51 条 略式命令、迅速審理および被害者への賠償

第 52 条 警察による刑事処分

第 53 条 私訴および付帯訴訟

第 54 条 義務および指示の不履行

第 55 条 数個の有罪判決における確定判決の補完

第 3 部

執行指揮および執行実施：第 56 条ないし第 68 条

第 1 節

執行指揮：第 56 条ないし第 63 条

第 56 条 執行指揮者

第 57 条 土地管轄、執行指揮の移転および移送

第 58 条 保護観察付での刑の執行停止

第 59 条 仮釈放

第 60 条 警察への移送

第 61 条 少年拘禁の転換および延長

第 62 条 少年拘禁の執行停止

第 63 条 懲戒処分および教育措置の変更および廃止

第 2 節

執行実施：第 64 条ないし第 68 条

第 64 条 少年刑執行実施の任務

第 65 条 少年軽懲役

第 66 条 少年拘禁

第 67 条 教育措置

第 68 条 勾留

第 4 部

刑罰簿：第 69 条ないし第 70 条

第 69 条 前科抹消法および刑罰簿命令の適用

第 70 条 制限される情報および抹消

第 5 部

裁判官の宣告による前科の抹消：第 71 条ないし第 75 条

第 71 条 諸要件

第 72 条 審理

第 73 条 決定

第 74 条 効果

第 75 条 取消

第 6 部

成人法廷での少年：第 76 条ないし第 80 条

第 76 条 ライヒスゲリヒト、民族裁判所、上級ラント裁判所および特別裁判所の管轄

第 77 条 数個の審理の併合

第 78 条 成人裁判所での少年に対する審理

第 79 条 軍事裁判所、親衛隊裁判所および警察裁判所

第 80 条 ライヒ労働奉仕団

第 7 部

結びの規定および経過規定：第 81 条ないし第 82 条

第 81 条 不定期刑を言渡された者に関する裁判管轄

第 82 条 少年に対するその他の自由刑の処遇

—

[639]

ライヒ少年裁判所法

第1部

少年の諸非行およびそれらの諸効果

第1節

総則

第1条

適用領域

- (1) この法律が適用されるのは、少年が、非行を犯し、刑法上の処罰に服従する場合である。少年とは、行為時において、14歳以上だが18歳未満である者である。
- (2) この法律は、ドイツ人に関して適用される。他の民族に所属する者たちには、別段の定めがないかぎり、実情に合わせて、この法律は適用される。

第2条

少年犯罪の諸効果

- (1) 少年の犯罪は、刑罰でもって、または、懲戒処分でもって処罰される。
- (2) 犯罪のきっかけから、教育措置が命じられることができる。
- (3) 刑罰および懲戒処分は、教育措置または治療施設もしくは世話施設への送致が、裁判官による処罰を無用なものとするときには、行なわれない。

第3条

責任

- (1) 少年が、刑事責任を負うのは、少年が、行為時に、その道徳的な、かつ精神的な発育からすれば、十分に成熟しており、行為の不法を認識し、かつ、この認識にもとづいて行為する場合である。裁判官は、成熟の欠

如のゆえに、刑事責任のない少年を教育するため、後見裁判官と同一の諸措置を命じることができる。

- (2) 14 歳未満である時に非行を犯す者は、刑事責任を負わない。行為者が、行為の時点において最低 12 歳である場合に、民族の保護が、非行の重大さのゆえに、刑法上の処罰を要求するときには、少年は責任を負う；少年の重罪犯罪人についての諸規定は、適用されない。

第 2 節

刑罰

第 4 条

少年輕懲役

- (1) 少年に関する刑罰は、少年輕懲役である。
- (2) 裁判官が少年輕懲役を言渡すのは、保護および贖罪を求める民族共同体の要求が、責任の大きさのゆえに、または、その行為の時点で明らかになった、少年の有害な傾向のゆえに、刑罰を要求する場合である。

第 5 条

少年輕懲役の期間

- (1) 少年輕懲役刑の最短期間は、3 月であり、最長期間は、10 年である。：刑法総則の刑期は、適用されない。
- (2) 裁判官は、刑の量定に際しては、刑罰は、持続的で教育的な効果を保障するべきである、ということを斟酌しなければならない。

第 6 条

不定期の少年輕懲役

- (1) 最短 9 月最長 4 年の少年輕懲役が求められ、かつ、行為において明らかになった少年の有害な傾向に関し、この少年を、刑の執行における教育によって、再び民族共同体の中に組み込むためには、いかほどの刑期が必要であるか、が予測できないとき、裁判官は、不定期の少年輕懲役

を言渡す。

- (2) 裁判官は、判決において、刑罰の短期を定める。；この短期は、最短で9月である。最長は、4年である。；裁判官は、これよりも短い長期を定めることができる。ただし、その場合には、最短期間と最長期間との間の差は、2年未満であってはならない。。

第3節

懲戒処分

第7条

種類と適用

- (1) 少年軽懲役が求められないが、しかし、少年は、かれが犯した不法に関して責任をとらなければならない、ということを少年にしたたかに意識させなければならないとき、裁判官は、犯罪を、懲戒処分でもって処罰する。
- (2) 懲戒処分は、以下の通りである。：
1. 少年拘禁
 2. 特別の義務を課すること
 3. 戒告
- (3) 懲戒処分は、刑罰の法的効果を持たない。懲戒処分は、刑罰簿に登録されず、かつ刑法上の累犯諸規定の適用を根拠付けない。

第8条

少年拘禁

- (1) 少年拘禁は、継続拘禁、余暇拘禁または短期拘禁である。
- (2) 継続拘禁は、最短で1週間であり、かつ、最長で4週間である。継続拘禁は、暦日または週単位で算定される。

[640]

- (3) 余暇拘禁は、少年の毎週の余暇に関して課され、そして、最短1回の

余暇として、かつ、最長 4 回の余暇として算定される。

- (4) 短期拘禁は、特別の諸理由から、名をあげて言えば、即時の執行指揮が必要である場合に、余暇拘禁の代わりに言渡される。；短期拘禁は、最短で 1 日および最長で 6 日であり、暦日で算定される。
- (5) 3 日以内の、一回限りの短期拘禁および休日拘禁は、併合して言渡されることができる。

第 9 条

特別の諸義務を課すること

裁判官は、特別の諸義務として、なかんずく、損害の原状回復および謝罪を課することができる。少年が、独立して処分することを許される資金から、罰金を支払う、ということが、想定されうる場合には、裁判官は、軽微な非行の場合には、罰金を定めることもまたできる。罰金は、ライヒに帰属する。ただし、罰金が、判決において、公益施設のために科されるときは、このかぎりではない。

第 10 条

戒告

行為の不法は、戒告によって、少年に、したたかに非難されるべきである。

第 4 節

教育的措置

第 11 条

種類

教育措置は、以下の通りである。

1. 指示の付与
2. 保護観察
3. 養護教育

第12条

指示

- (1) 指示は、命令および禁止である。これらの命令および禁止は、少年の生活態度を規律し、かつ、それによって、少年の教育を促進しかつ確実にすべきである。裁判官は、名をあげて言えば、少年に、学習の場または労働の場を受け入れ、または、家族のそばで、もしくは、寮において居住することを指示することができる。そして、裁判官は、少年に、特定の人物と交流し、居酒屋もしくは娯楽場を訪ね、アルコール飲料を飲みまたは喫煙することを禁止することができる。
- (2) 裁判官は、少年裁判所補助員の了解を経て、指示を付与する。

第13条

保護観察および養護教育

保護観察および養護教育の諸要件は、少年福祉についての諸規定に拠る。

第5節

数個の犯罪

第14条

一人の少年の数個の犯罪

- (1) 一人の少年が、複数の犯罪を行なった場合でも、裁判官は、ただ、同じ種類の一つの刑罰、一つの懲戒処分または一つの教育措置を定める。少年軽懲役および少年拘禁の法定の最高限度は、超過されてはならない。この法律が許すかぎり（第18条）、諸々の措置は、刑罰と併合され、または、あいことなる懲戒処分および教育措置が、並列的に命じられることができる。
- (2) 少年に対して、犯罪の一部に関して、すでに確定判決でもって、一つの刑罰、一つの懲戒処分または一つの教育措置が定められたが、だがしかし、いまだ完全に償われていないか、執行されていないか、または、その他の

方法で処理されていないときには、この判決と関係付けて、同様に、ただ、一つの刑罰または措置のみが言渡される。執行猶予期間が満了する刑罰は、釈放または刑罰の猶予が取消される場合にのみ関係付けられることが許される。裁判官は、すでに刑の言渡しを受けた犯罪を、新しい判決の中に関係付けることを、特別の理由からして行なわないことができる。裁判官は、その場合に刑罰を言渡すときには、懲戒処分および教育措置を、すでに履行されたものとして宣告することができる。少年軽懲役が言渡される場合に、すでに償われた少年拘禁を算入することは、裁判官の裁量にある。

第 15 条

あいことなる年齢における数個の犯罪

一部では、18 歳の満了前に、一部では、18 歳の満了後に、犯された、数個の犯罪については、もっぱら、少年刑法が適用される。ただし、それは、重点が、少年の年齢において犯された犯罪にある場合である。；その他の場合においては、もっぱら、一般刑法が適用される。ただし、一罪としての刑罰は、第 14 条にもとづいて形成される。

第 6 節

通則

第 16 条

付加刑および付随的效果

- (1) 市民的名誉権（公権）の喪失、公職就任の無能力、または、警察監視の許可は、判決として言渡されてはならない。

[641]

- (2) 少年が行為から取得した利得および少年がこの行為に関して受け取った対価は、国庫に帰属したものととして宣告されることができる。；もともと取得された目的物に代えて、別の目的物が置き換えられた場合には、この別の目的物が国庫に帰属したものととして宣告されることができる。

第 17 条

治療施設または世話施設への送致

一般刑法の意味における保安および更生の措置としては、ただ、治療施設または世話施設への送致のみが命令されることができる。

第 18 条

刑罰と措置との併合

- (1) 裁判官は、少年軽懲役とならんで、特別の義務を課し、指示を付与し、そして、保護観察を命じることができる。；裁判官は、その他の懲戒処分および保護教育を、少年軽懲役とならんで、言渡すことができない。
- (2) 懲戒処分および教育措置ならびに数個の懲戒処分または数個の教育措置は、併科として言渡されることができる。
- (3) 裁判官は、少年軽懲役、懲戒処分および教育措置とならんで、付加刑および付随的諸効果を言渡すことができる。

第 19 条

義務および指示の不履行

裁判官が少年に課したか、または付与した義務または指示に、その責めにより従わない場合には、少年拘禁が言渡されることができる。

第 7 節

一般刑法の適用

第 20 条

少年の重罪犯罪人

- (1) 少年が、行為の時点において、道徳的かつ精神的に発育しており、その結果、少年が、18 歳以上の犯罪者と等しいものとされることができる場合には、裁判官は、一般的刑法を適用する。ただし、それは、健全な民族感情が、犯罪者の特に非難するべき志操のゆえに、かつ、犯罪の重大さのゆえに、このこと [一般刑法の適用] を要求する場合である。

- (2) 少年が、犯罪の時点において、その道徳的かつ精神的発育からすれば、成人と等しいものとされることはできないが、しかし、少年の人格および少年の行為の全体評価の結果、少年は性格的に変質的な重罪犯罪人であり、そして、民族の保護が、この処遇を要求する、ということが生じるとき、[第 1 項と] 同じことが、あてはまる。

第 2 部

少年裁判所組織および少年刑事訴訟に関する特別規定

第 1 主部

少年裁判所組織

第 21 条

少年諸裁判所

- (1) 少年裁判所が、少年の非行について判断する。
- (2) 少年諸裁判所であるのは、少年裁判官としての区裁判官および〔ラント裁判所の〕少年法廷である。少年法廷裁判長は、検察官が同意するときには、単独裁判官として判決することができる。
- (3) ライヒ司法長官は、単一の区裁判官を、数個の管区に関する少年裁判官に任命することができる(管区少年裁判官)。

第 22 条

少年裁判官の任務

区裁判官が刑事訴訟において持つすべての任務が、少年裁判官の責務としてある。後見裁判官の教育任務もまた、少年裁判官に委ねられるべきである。

第 23 条

少年検察官

少年検察官は、少年諸裁判所の管轄に属する諸手続に関して任命される。

第 24 条

少年裁判官および少年検察官の選任

少年裁判所における裁判官および少年検察官は、教育する能力があり、かつ、少年教育および少年指導についての経験を有するべきである。

第 25 条

ヒトラー＝ユーゲント、少年裁判所補助員

- (1) ヒトラー＝ユーゲントおよび少年裁判所補助員は、すべての手続きにおいて、協力のために招致されるべきである。
- (2) 少年裁判所補助は、少年局によって、ナチス民族福祉部の少年補助員との協力において、行使される。ライヒ内務長官および党官房長が、ライヒ司法長官の了解を経て、詳細については規定する。

[642]

第 2 主部

少年刑事訴訟

第 1 節

管轄

第 26 条

事物管轄

- (1) 少年裁判官は、次の判決を言渡すことができる。:
 1. 最長 4 年までの少年軽懲役、または、不定期の少年軽懲役
 2. 全ての懲戒処分または教育措置、付加刑および付加効果; 少年裁判官は、治療施設または世話施設への送致をもまた命じることができる。
- (2) [ラント裁判所の] 少年法廷は、この法律に属する全ての刑罰および措置を判決として言渡すことができ、少年重罪犯罪人に対しては、一般刑法にもとづけば許される、全ての刑罰ならびに保全措置および更生措置を判決として言渡すことができる。

第 27 条

土地管轄

- (1) 一般的手続法によれば、管轄権限を持つ裁判官とならんで、次の者たちが管轄権限を持つ。
 1. 被疑者に関して、後見裁判官の教育任務が責務としてある裁判官
 2. 被疑者が公訴提起時にその管区に滞在する裁判官
 3. 被疑者が不定期の少年懲役をいまだ完全に満了していないかぎりでは、その執行指揮者の任務が責務としてある裁判官
- (2) 検察官は、後見裁判官の教育任務を責務として有する裁判官のところで、可能なかぎり公訴を提起するべきである。ただし、被疑者が不定期の少年懲役をいまだ完全に満了していないかぎりでは、[検察官は]執行指揮者の任務が義務としてある裁判官のところで公訴を提起するべきである。
- (3) 被告人が、その居所を変更する場合には、裁判官は、検察官の同意を得たうえで、被告人がその管区に滞在する裁判官に審理を移送することができる。

第 2 節

予審

第 28 条

調査の範囲

- (1) 審理開始後は、被疑者の民族籍、その生活関係および親族関係、その生活史、民族共同体および少年共同体におけるその態度および全てのその他の事情が、できるだけすみやかに調査されなければならない。これらの事情は、被疑者の魂の、精神のそして肉体の特性を判断するために役立つことができる。教育義務ある者および法定代理人、ヒトラー＝ユーゲント、学校または事業主または養成指導者は、可能なかぎり、聴取されるべきである。
- (2) 養護施設官庁は、養護施設児の場合には、意見表明の機会を受け取る。

- (3) 特に、被疑者が少年の重罪犯罪人であるかどうか、という問題を明らかにするためには、被疑者は、犯罪生物学の素養ある少年医によって診断されることができ、そして、観察のために必要であるときは、施設に送致されることができる（第47条）。

第29条

被疑者の尋問

検察官または少年裁判所長は、少年軽懲役が予想されるべきときは、公訴が提起される前に、被疑者を尋問しなければならない。

第30条

起訴猶予

- (1) 検察官が、裁判官による処罰を不要だと考えるときに、後見裁判官の教育措置または警告が命じられる場合には、検察官は、これらの措置を後見裁判官に申し立てる。少年裁判官もまた特別の義務を課し、名をあげて言えば、労役を付与することができ、または、警告を宣告することができる。
- (2) 教育的措置が、特に、労役または懲戒処分がすでに命じられ、そして、裁判官による処罰が不要とされる場合には、検察官は公訴を提起しないことができる。さらに、検察官は、特に軽微な事件においては、公訴を提起しないことができる。

第3節

公判

第31条

裁判官による審理の中止

- (1) 公訴が提起される場合でも、教育的措置が、名をあげて言えば、労役または懲罰措置が、すでに命じられており、かつ、裁判官による処罰が不要とされるときには、裁判官は審理を中止する。被告人が、成熟の欠如

のゆえに、刑事責任無能力であるときには、裁判官は、審理を中止することができる。

- (2) 審理の中止は、検察官の同意を要する。；この同意は、警告と結びつけられることができる。[審理] 中止の決定は、公判でもまた下されることができる。この決定は、理由を具備していなければならず、かつ異議を申し立てられることができない。これらの理由から、教育に関する不利益が懸念される場合には、これらの理由は、被告人には通知されない。

[643]

- (3) 公訴の提起は、同一の犯罪を理由としては、ただ、新しい事実または証拠にもとづいてのみ、改めて行なわれることができる。

第 32 条

非公開

- (1) 公判は公開しない。
- (2) 被告人の教育義務ある者および法定代理人、被害者およびその法定代理人、ヒトラー=ユーゲントの代表者、少年裁判所補助員の代表者および警察の少年事件担当官には、立会いが許される。裁判官が、その他の人々を立ち入らせることもできる。

第 33 条

被告人および教育義務ある者たちの在廷

- (1) 公判が被告人欠席のままで行なわれることができるのは、ただ、このことが、一般 [刑事訴訟] において許されるであろう場合であり、このことに関する諸理由が存在し、かつ、検察官が同意する場合である。
- (2) 裁判長は、比較的より重要な事件においては、教育義務者および法定代理人の呼び出しをもまた命じるべきである。；母親が、父親とならんで教育義務ある場合には、両親のうちの一方向の呼び出しで十分である。証

人の呼び出し、不出頭の効果および手数料についての諸規定が〔教育義務者および法定代理人の呼び出しに〕準用される。

第 34 条

関係人の一時的退廷

- (1) 公判の陳述から、教育にとって不利益が生じうるときには、裁判長は、被告人を、一時、退廷させるべきである。裁判長は、被告人の弁護のために必要なかぎり、被告人が退廷している間に審理されたことを、被告人に教示するべきである。
- (2) 裁判長は、被告人の親族、教育義務ある者たちおよび法定代理人をもまた、かれらの在廷に対して、疑念がある限りにおいて、公判から退廷させることができる。

第 35 条

ヒトラー＝ユージェントおよび少年裁判所補助員の陳述権

ヒトラー＝ユージェントの代表者および少年裁判所補助員の代表者は、求めに応じて発言する。

第 36 条

少年拘禁における勾留の斟酌

少年拘禁が言渡され、かつ、少年拘禁の目的が、勾留またはその他の、行為のゆえにこうむった自由剥奪によって、完全にか、または一部達成されたときは、裁判官は、判決で少年拘禁は執行されないことを宣告でき、またはいかなる範囲で、執行されないかを宣告することができる。

第 37 条

後見裁判官への移送

裁判官は、後見裁判官に、教育措置および懲戒処分を選択および命令を、判決において委ねることができる。この後見裁判官は、その場合には、判決にとって決定的であった諸事情に変化がないかぎり、教育措置または懲戒処

分を命令しなければならない。

第 38 条

費用および立替金

被告人に費用および立替金を負担させることは、少年非行に関する審理では、これを行なわないことができる。

第 39 条

判決理由

- (1) 被告人が有罪であると判決される場合には、判決理由においては以下のこともまた詳述される。いかなる諸事情が、被告人の処罰に関して、命令された措置に関して、それらの選択および命令を後見裁判官に委任することに関して、あるいは、刑罰および懲戒処分の免除に関して決定的であったか、ということである。その際、特に、被告人の魂の、精神の、そして身体の特性を斟酌するべきである。
- (2) 判決理由は、それから、不利益が教育に関して懸念されうるかぎり、被告人には通知されない。

第 4 節

上訴

第 40 条

判決への異議申立て

判決において、ただまったく懲戒処分または教育措置が命令されるか、あるいは、その選択および命令が、後見裁判官に委任されるときには、ただ、養護教育が命じられるか、または、異議申立てが、被告人に刑罰を科することを旨とする場合にのみ、この判決には異議が申し立てられることができる。

第 5 節

審理規定通則

第 41 条

教育義務者の地位

- (1) 被疑者が、尋問され、質問および申立てを行ない、あるいは、取調審理において出廷することに対して権利を持つそのかぎりでは、この権利は、教育義務者および法定代理人にもまた帰属する。

[644]

- (2) 被疑者への通知が規定される場合には、それに準じる通知が、教育義務者および法定代理人に向けられるべきである。
- (3) 弁護人の選任についての、また、訴訟補助人の申立てについての権利は、教育義務者にもまた帰属する。
- (4) 両親が教育義務あり、かつ、父親が、これらの権利を行使する場合には、母親はこれらの権利を行使することができない。ただ父親のみが原則として通知を受け取る。
- (5) 教育義務者および法定代理人が、少年の非行に関与しているか、または、これらの権利を濫用するおそれがあるときには、裁判官は、これらの権利を、教育義務者および法定代理人から剥奪することができる。

第 42 条

弁護人

- (1) 裁判長は、以下の場合には、被疑者に、審理全体に関して、またはその一部に関して、弁護人を任命する。
 1. 成人のためであるならば、弁護人が任命されるべきであったであろう場合
 2. 教育義務者および法定代理人から、かれらの権利が、この法律にもとづいて剥奪される場合

- (2) 弁護人は、教育能力があり、かつ、少年教育および少年指導の点で経験ある者であるべきである。
- (3) 教育義務者および法定代理人から、かれらの権利が、この法律にもとづいて剥奪される場合には、これらの権利は、弁護人に帰属する。

第 43 条

付添人

- (1) 裁判長は、弁護人が不要であるときには、審理のすべての状況において付添人を任命することができる。
- (2) 教育義務者および法定代理人は、これによって、不利益が、教育に関して予想されるべきであろう場合には、付添人には任命されてはならない。
- (3) 付添人は、弁護人の諸権利を持つ。

第 44 条

通知

- (1) 後見裁判官、ヒトラー＝ユーゲント、学校および少年裁判所補助員は、審理の開始および結果について通知を受ける。かれらが、被疑者に対してはなおその他の刑事審理が係属中であることを知っているときは、かれらは、検察官に知らせる。
- (2) 可罰的行為が、ヒトラー＝ユーゲントの懲罰審理の対象である場合には、ヒトラー＝ユーゲントは、ドイツライヒの少年指導者のより詳細な命令にしたがって、その開始および結果について検察官に報告する。このより詳細な命令は、ライヒ司法長官の了承を経て出される。

第 45 条

教育についての仮の命令

裁判官は、判決が確定するまでは、少年の教育について仮の命令を行なうことができる。

これらの仮の命令については、異議申立てをすることができない。

第46条

勾留

- (1) 勾留が言渡され、かつ執行されてよいのは、それらの目的が、教育についての仮の命令によって、または、その他の諸措置によって達成されることができない場合である。
- (2) 勾留命令を出した裁判官は、勾留命令の執行について、かつ、その執行を回避するための措置について判断する。緊急の場合においては、その管区において勾留が執行されなければならないであろう少年裁判官が判断する。
- (3) 管轄権限ある裁判官は、勾留に関する裁判官としての判断を、全部または一部について、他の少年裁判官に委任することができる。

第47条

観察送致

裁判官は、専門家の意見を聴取したうえで、被疑者が、最長6週間、少年の犯罪生物学的取調べのために適した施設において観察されることを、命令することができる。

第6節

特別審理

第1款

略式少年審理

第48条

諸要件

少年裁判官が、もっぱら懲戒処分を言渡し、戒告を与え、または保護観察を命じるであろうことが予想されるとき、検察官は、少年裁判官に、書面または口頭で、略式少年審理で判断することを申し立てることができる。検

察官の申立ては、公訴と等置される。

[645]

第 49 条

申立ての却下

- (1) 事件が略式審理での判断に適しないとき、特に、被告人への刑罰科刑または養護教育命令が予想されるか、または、広範にわたる立証が必要であるときには、少年裁判官は、略式審理での判断を拒絶する。この決定については、異議申立てができない。
- (2) 少年裁判官が、簡易審理での判断を拒絶する場合には、検察官は、起訴状を提出する。

第 50 条

審理および判決

- (1) 少年裁判官は、略式少年審理においては、口頭弁論にもとづいて、判決によって判断する。検察官は、口頭弁論へのその参加を放棄することができる。少年裁判官は、この場合には、判決において、または、事後的に、異議申立てのできない決定によって、少年拘禁の即時的執行指揮を、許されるものとして宣告することができる。
- (2) 審理の簡易化、迅速化および少年に適合した形成のためには、訴訟規定から逸脱することが許される。ただし、それは、このことによって、真実の探求が侵害されないかぎりにおいてである。被告人の在廷(第 33 条)、教育義務者の地位(第 41 条)および判決の通知(第 44 条)についての規定は、遵守されなければならない。

第 2 款

その他の特別諸審理

第 51 条

略式命令、迅速審理および被害者への賠償

- (1) 略式命令は、少年に対しては発されてはならない。
- (2) 一般刑事訴訟法に属する迅速化された審理は、許されない。
- (3) 被害者への賠償についての諸規定は少年に対する訴訟においては適用されない。

第 52 条

警察による刑事処分

- (1) 警察による処分においては、少年拘禁、罰金および教育のみが、少年に対しては言渡されることが許される。数個の犯罪行為の取扱いについての諸規定（第 14 条・第 15 条）は、しかるべく適用される。
- (2) 少年拘禁が言渡される前に、少年の意見が聴かれる。
- (3) 少年が罰金をその責により納付しない場合には、少年拘禁を言渡されることができる。警察の刑事処分に対するのと同じ法的救済が、この命令に対しては、許される。
- (4) 裁判所の判断を求める申立てに関する、かつ、刑事処分に対する直近の上級警察官庁への異議申立ての提出に関する期間は、3 日である。

第 53 条

私訴および付帯訴訟

私訴および付帯訴訟は、少年に対しては許されない。反訴は、少年に対して提起されることができる。公益のゆえに、または教育上の理由から要請されるときには、検察官が、私訴によって訴追されることができる非行を訴追する。

第 54 条

義務および指示の不履行

- (1) 第 1 審の少年裁判所は、義務または指示の不履行を理由として少年拘禁が言渡されるべきかどうか（第 19 条）の判断を行なう。少年がその居所を変更したときは、審理は、少年の滞在地をその管轄区域と

する少年裁判官に移送される。

- (2) 少年裁判所は、少年を聴取した後で、異議申立てができない決定によって判断する。

第 55 条

数個の有罪判決における確定判決の補完

- (1) 刑罰または措置の統一的な確定(第 14 条・第 15 条)が行なわれず、かつ、確定判決によって言渡された刑罰、懲戒処分および教育措置がいまだ完全には贖罪されず、履行されず、またはその他の方法で処理されていないときには、裁判官が、かかる判断を事後的に行なう。
- (2) 検察官が申し立てるか、または、裁判長が適当と思料するときには、かの判断は、公判にもとづいて、判決によって行なわれる。公判が実施されないときには、裁判官が、決定によって判断する。管轄権限および法定手続きに関しては、一般諸規定にもとづく全刑罰の事後的な形成に関するのと同じことが適用される。不定期刑が一部贖罪されているときには、執行指揮者の任務を責務として負う裁判官が、管轄権限を持つ。
- (3) 警察によって言渡された少年拘禁が、事後的な判断の対象であるときには、裁判官が、警察官庁の意見を聴取した後に判断する。第 2 項から別段のことが生じないかぎり、執行指揮者の任務を責務として負う裁判官が、管轄権限を持つ。

[646]

第3部

執行指揮と執行実施

第1節

執行指揮

第56条

執行指揮者

- (1) 執行指揮者であるのは、少年裁判官である。少年裁判官によって言渡されていない不定期の少年軽懲役の執行指揮は、まず第一には、一般諸規定にもとづいて管轄権限のある検察官に帰属する。[ラント裁判所の]少年法廷が、第1審として判決の言渡しを行なったときには、裁判長が、執行指揮を引き受けることができる。
- (2) 少年重罪犯罪人に対する執行指揮に関しては、一般規定が適用される。
- (3) 保護観察または養護教育が命じられているときには、さらなる管轄権限は、少年福祉法についての諸規定に拠る。刑事処分の執行指揮は、それらが罰金または没収を内容とするかぎり、警察官庁に帰属する。

第57条

土地管轄

執行指揮の移転および移送

- (1) 少年裁判官が、別の裁判所の判決を執行指揮するべきときには、後見裁判官の教育の諸任務を責務として負う区裁判所の少年裁判官が管轄権限を持つ。少年裁判官によって言渡されたのではない少年拘禁が執行されるべきときには、執行実施者として管轄権限を持つ少年裁判官が、執行指揮者である。
- (2) 裁判官によって言渡される少年拘禁が執行されるべきときは、まず第一に管轄権限ある裁判官が、少年への入所指示および呼び出しの前もし

くは後で、その執行を、執行実施者として管轄権限のある少年裁判官に移送する。

- (3) 不定期の少年輕懲役が執行されるべきときには、有罪判決の言渡しを受けた者を少年輕懲役刑務所に収監した後、その執行は、当該少年輕懲役刑務所の近郊にある区裁判所の、ライヒ司法長官が、このことに関して一般に任命した少年裁判官に移転する。
- (4) 執行指揮者は、執行を、取消したうえで、その他には管轄権限のない少年裁判官またはもはや管轄権限のない少年裁判官に移送することができる。：その執行をもともと引き受けた「ラント裁判所の」少年法廷の裁判長への移送もまた許される。

第 58 条

保護観察付きでの刑罰の執行停止

- (1) 執行指揮者は、保護観察付きで、少年刑の執行を停止することができる。ただし、それは、有罪判決の言渡しを受けた者が、刑罰の本質的な部分を、少なくとも、3分の1を贖罪し、かつ、それ以上の刑罰の贖罪が不要である場合である。執行指揮者は、この停止について、執行実施者および検察官の申立ておよび聴取にもとづいて判断する。
- (2) 保護観察期間は、最短で2年に及び、かつ、最長で5年に及ぶ。：保護観察は、事後的に2年まで短縮されることができ、または、5年まで延長されることができ、執行指揮者は、有罪判決を言渡された者に、課題を与え、かつ、この者を、保護観察のもとに置くことができる。：執行指揮者は、かかる命令を、事後的にもまた行なうことができ、また、変更することができる。
- (3) 有罪判決を言渡された者が、保護観察期間において更生したことが明らかになるとときには、刑罰の残余は執行されない。この者が保護観察期間に非行を行なうときには、執行指揮者は、刑罰の停止を取消し、かつ、

さらなる執行を命じる。

- (4) 取消が問題となるときには、執行指揮者は、有罪の判決を言渡された者の身柄を確保するために、暫定的な諸措置を講じ、特に、勾留命令を発することができる。
- (5) 刑罰執行の消滅時効は、保護観察期間中は停止する。

第 59 条

仮釈放

- (1) 執行指揮者は、不定期の少年軽懲役について有罪判決を言渡された者を、保護観察付きで釈放する。ただし、それは、この者が、将来において、民族共同体に組み入れられる、ということが認められうる場合である。有罪判決を受けた者が、判決において確定された、刑罰の短期について服役を満了する前には、釈放は、許されない。
- (2) 執行指揮者は、保護観察期間に関しては、被釈放者を、保護観察のもとに置く。
- (3) 被釈放者が、保護観察期間において更生していないことが明らかになるとときには、執行指揮者は、釈放を取消し、かつ、さらなる執行を命じる。
- (4) その他の点においては、保護観察付きでの刑罰の停止と同じことが適用される。

第 60 条

警察への移送

- (1) 執行指揮者が、不定期の少年軽懲役の服役の間に、有罪の判決を言渡された者は、民族共同体への組み入れを期待させない、という心証を得て、かつ、この有罪の判決を言渡された者が、刑罰の短期について服役を満了したときには、執行指揮者は、この者を、少年保護収容所へ送致するために、警察に移送する。

[647]

- (2) 同様に、執行指揮者は、定期のまたは不定期の少年懲役について有罪の判決を言渡された少年を、この少年が民族共同体への組み入れを期待させないときには、刑罰の贖罪後に、少年保護収容所に移送する。

第 61 条

少年拘禁の転換および延長

- (1) 執行指揮者は、重要な諸理由から、特に、即時執行を確保するために、余暇拘禁を、短期拘禁または継続的拘禁に転換することができる。その際、1 回の余暇の継続における自由拘禁は、2 日の継続的拘禁ないし 36 ないし 48 時間の短期の拘禁に相当する。
- (2) 執行指揮者は、少年拘禁を、判決において確定された期間を超えて執行することができる。それは、少年が、召喚に、免責事由なしに応じなかった場合である。；この理由から下される少年拘禁は、1 回の余暇または 3 日の短期もしくは継続的拘禁をこえてはならない。
- (3) 少年が、少年拘禁に続いて、その責により、労働を懈怠する場合には、執行指揮者は、少年が、1 回の余暇または短期拘禁を、後から贖罪するべきことを命じることができる。

第 62 条

少年拘禁の執行停止

- (1) 少年拘禁の執行は、保護観察付きではなく停止される。
- (2) 少年拘禁が一部贖罪される場合には、執行指揮者は、残余の執行を停止する。それは、このことが、教育の諸理由から求められる場合である。執行指揮者は、その判断の前に、できる限り、判決を言渡す裁判官および検察官または警察官庁の意見を聴取する。警察官庁の意見を聴取するのは、この警察官庁が、少年拘禁を下したときである。
- (3) 有罪の判決を言渡された者が、判決言渡し後に、勾留されたときには、

執行指揮者は、その目的が達成されているかぎり、少年拘禁の執行を停止することができる。

- (4) 有罪の判決を言渡された者が、軍隊、ライヒ労働奉仕またはそれに類似する出動に任じられる場合には、執行指揮者は、その任用前に下された少年拘禁の執行を停止することができる。
- (5) 確定判決の効力発生以後1年を経過したときには、少年拘禁の執行は許されない。

第63条

懲戒処分および教育措置の変更および廃止

- (1) 執行指揮者は、裁判官が確定した諸義務を変更し、または、それらを免除できる。
- (2) 後見裁判官は、裁判官が確定した諸指示を、少年裁判所補助の了解を経て、変更し、またはそれらを免除できる。
- (3) 少年保護観察および世話教育の終了は、少年福祉法の規定に拠る。

第2節

執行実施

第64条

少年刑執行実施の任務

- (1) 有罪の判決を言渡された者は、少年輕懲役の執行実施によって、責任を意識して、民族共同体の中に組み込まれるように教育されるべきである。
- (2) 懲戒および秩序、労働、教化、身体の運動および余暇の意味のある形成が、この教育の基礎である。可能な場合には、有罪の判決を言渡された者は職業教育を受ける。
- (3) 諸官吏は、執行実施の教育任務につき適格であらねばならない。

第 65 条

少年軽懲役

- (1) 少年軽懲役は、ライヒ司法行政の少年軽懲役刑務所において執行実施される。
- (2) 少年刑の執行実施に適しないで、有罪判決を言渡された者については、刑罰は、少年軽懲役刑務所においては執行される必要がない。少年軽懲役刑務所において執行されない少年軽懲役は、[一般刑法の] 軽懲役のごとくに執行される。
- (3) 少年軽懲役刑務所においては、有罪判決を言渡された者たちであって、24 歳を満了しない者たちについては、軽懲役および禁錮もまた執行実施されることができる。

第 66 条

少年拘禁

- (1) 少年拘禁の執行実施は、少年をして、その廉恥心を喚起させ、かつ、少年は、かれが犯した不法に関して責任をとらなければならない、ということをし、したたかに意識させるべきである。
- (2) 少年拘禁は、ライヒ司法行政の少年拘禁施設または余暇拘禁所において執行される。執行実施者は、執行実施地における少年裁判官である。養護施設児については、執行指揮者は、養護施設官庁の了解を経て、少年拘禁を、養護施設内で執行実施させることができる。

[648]

- (3) 3 日をこえる継続的拘禁および短期拘禁は、厳格日によって強化される。少年は、これらの日には、質素な食物および堅いベッドを受け取る。
- (4) 少年は、余暇拘禁および 3 日までの短期の拘禁において、質素な食物および堅いベッドを受け取る。
- (5) 執行指揮者は、施設内での懲罰 Hausstrafe として、少年拘禁がまった

く贖罪されていないか、または、一部について贖罪されていない、と宣告することができる。

第 67 条

教育措置

- (1) 少年裁判所補助員は、指示（第 12 条）が遵守されていることを監視する。少年が指示に違反して行為するときには、少年裁判所補助員は、後見裁判官に通知する。
- (2) 保護観察および養護教育の実施は、少年福祉についての諸規定に従う。

第 68 条

勾留

- (1) 勾留は、少年については、可能な限り、勾留施設の特別の区画において、あるいは、自由刑が予想されることができない場合には、少年拘禁施設において執行実施される。勾留施設の特別の区画においては、勾留は、なお 21 歳未満である被疑者についても執行実施されることができる。
- (2) 勾留の実施は、教育的に形成される。
- (3) 被疑者との接見交通は、ヒトラー＝ユーゲントの法務報告員に、少年裁判所補助員の代表者に、ならびに、被疑者が、保護観察のもとにあるときには、弁護士との接見交通と同じ範囲で、補助者に許される。

第 4 部

刑罰簿

第 69 条

前科抹消法および刑罰簿命令の適用

- (1) 少年軽懲役の言渡しは、刑罰簿に記載される。別段の規定がないかぎり、軽懲役に関して適用される、刑罰簿からの制限的情報および刑罰記載の抹消についての法律ならびに刑罰簿命令の諸規定が、この少年軽懲役の記載に適用される。

- (2) 懲戒処分および教育措置の命令が刑罰簿に通知されるのは、この命令が少年軽懲役と併合される場合に限定される。少年に対する審判が、判決によって、成熟の欠如のゆえに中止される場合には、これらの判決は、刑罰簿には通知されない。
- (3) 服役満了期日は、刑罰簿に通知される。

第 70 条

制限される情報および抹消

- (1) 期間の満了後には、刑罰簿からは、制限的にのみ情報が付与されるが、この期間は、少年軽懲役の記載に関しては、次の通りである。
1. 最長 6 月の少年軽懲役が、単独で、または、付加刑とならんで言渡されたときには、3 年。ただし、治療施設または世話施設への送致が命令された場合は、この限りではない。
 2. 全ての、その他の場合においては、5 年。
第 1 号の期間は、刑罰簿に記載された、刑の言渡しの日から起算する。
第 2 号の期間は、服役が満期となり、時効となり、あるいは免除され、かつ、治療施設または世話施設への送致が処理された日から起算する。
保護観察期間の経過後に、刑罰または治療施設または世話施設への送致が完了し、その際、刑の停止または保護観察付き釈放が取消されなかった場合には、保護観察期間は、第 2 号の期間に算入される。
- (2) 少年軽懲役についての記載は、一定期間の経過後に抹消される。その期間は、次の通りである。
1. 最長 6 月の少年軽懲役が単独で、または、付加刑と併合して言渡された場合には、2 年。ただし、治療施設または世話施設への送致が命令された場合は、この限りではない。
 2. その他の全ての場合においては、4 年。
この期間は、たんに制限的に情報が付与される期日をもって始まる。

第5部

裁判官の宣告による前科の抹消

第71条

諸要件

- (1) 少年軽懲役の言渡しを受けた者が、非難されることのないふるまいによってかつ民族共同体の奉仕における検証によって、かれが、正規の民族仲間となったことを立証した場合には、少年裁判官は、刑の言渡しを受けた者、その法定代理人、または、教育義務者の申立てにもとづいて、その前科を消滅したものとして宣告する。このことは、検察官の申立てにもとづいてもまた行なわれることができる。

[649]

- (2) この命令は、服役または刑の免除の後、最短で2年を経て、行なわれることができる。刑の言渡しを受けた者が、前科の抹消に特に値することが明らかである場合には、この命令は、2年よりもより早期にすでに行なわれることができる。刑罰が保護観察付きで猶予され、あるいは、刑の言渡しを受けた者が、保護観察付きで釈放された場合には、この命令は、保護観察期間の終了前には、行なわれることができない。

第72条

審理

- (1) 管轄権限を持つのは、刑の言渡しを受けた者に対する後見裁判官の教育任務が責務としてある少年裁判官である。そして、刑の言渡しを受けた者が成人である場合には、刑の言渡しを受けた者がその管区に住所を持つ少年裁判官が管轄権限を持つ。
- (2) 少年裁判官は、刑の言渡しを受けた者のふるまいおよび民族共同体の役に立つことの証明についての調査を、特に、刑の言渡しを受けた者を服役後に世話してきた部署に委託する。少年裁判官は、みずからの調査を

行なうことができる。少年裁判官は、刑の言渡しを受けた者の、ならびに、この者が未成年者である場合には、その法定代理人および教育義務者の、さらには、学校および警察官庁の意見を聴取する。

- (3) 少年裁判官は、国家社会主義ドイツ労働者党の管区長に、または、少年奉仕義務の年齢にありながら刑の言渡しを受けた者の場合には、ヒトラー＝ユーゲントの地区統率者に、評価の機会を与える。
- (4) 検察官は、調査終了後に、意見を述べる。少年裁判官が、検察官の申立てと意見を異にすることを意欲するときは、少年裁判官は、一件を、かれの理由を述べたうえで、[上級ラント裁判所の] 少年法廷に決定のために提出する。この [上級ラント裁判所の] 少年法廷が、最終的に決定する。

第 73 条

決定

- (1) 少年裁判所の決定によって、前科が消滅したものと宣告される場合には、この決定は、刑の言渡しを受けた者に、少年裁判官を通じて口頭で通知される。口頭通知の期日および場所は、教育義務者および法定代理人に、国家社会主義ドイツ労働者党の地域集団長に、検察官に、そして、刑の言渡しを受けた者が少年奉仕義務のある年齢にあるときには、ヒトラー＝ユーゲントの地区統率者に通知される。未成年者の場合には、少年裁判所補助員もまた通知を受ける。少年裁判官は、刑の言渡しを受けた者がその前に出頭することが不可能であるか、もしくは、困難さと結び付けられる場合には、別の少年裁判官に、口頭通知を要請するか、または、刑の言渡しを受けた者に、決定を送達させることができる。決定が口頭で通知された場合でもまた、刑の言渡しを受けた者は、文書を受け取る。
- (2) 少年裁判所は、刑の言渡しを受けた者が、前科の抹消に値しない場合に

は、前科の抹消を拒絶する。少年裁判所が、前科の抹消のための諸要件は、いまだ揃っていない、と思料するときには、少年裁判所は、その決定を、最長2年間延期することができる。諸決定には理由が付され、かつ、刑の言渡しを受けた者に通知される。；それらの決定については、異議を申し立てることができない。

第74条

効果

- (1) 少年裁判所が、前科は消滅したものとして宣告した場合には、刑の言渡しを受けた者は、刑罰を受けなかったものとして表示され、かつ行為および刑罰についての全ての情報が拒絶されることが許される。裁判官および検察官は、刑の言渡しを受けた者が、かれらの面前では、情報を開示しなければならない、ということ、を、特別の理由から命じることができる。その場合、このことは、非公開で行なわれるべきである。
- (2) 前科が消滅したとして宣告されるとき、その決定は、刑罰簿および警察の名簿に記載される。刑の言渡しを受けたことについては、ただ刑事裁判官、検察官および治安警察にのみ、刑事訴追のために、明示的な申請にもとづいて情報が付与される。刑の言渡しを受けたことは、警察の素行証明書においては表示されてはならない。

第75条

取消

刑の言渡しを受けた者は、前科の抹消に値しないことが、刑罰の抹消前に明らかになるときは、前科抹消命令は、検察官の同意を経て取消される。この取消決定には理由が付され、かつ、刑の言渡しを受けた者に通知される。；この取消決定に対しては異議を申し立てることができない。刑の言渡しを受けた者が、新たな犯罪のゆえに、確定判決でもって有罪と宣告されるときには、判決を言渡す裁判官が、取消決定について管轄権限を持ち、その他の場

合には、刑罰の抹消の命令を発令した少年裁判所が、取消決定について管轄権限を持つ。

第 6 部

成人裁判所における少年

第 76 条

ライヒスゲリヒト、民族裁判所、上級ラント裁判所および 特別裁判所の管轄権限

- (1) ライヒスゲリヒト、民族裁判所、上級ラント裁判所の管轄権限は、この法律の諸規定によっては触れられない。
- (2) 検察官が特別裁判所で少年に対して公訴を提起できるのは、その特別裁判所が、一般的規定からすれば、管轄権限を持つ場合である。

[650]

第 77 条

数個の審理の併合

少年裁判所の管轄権限に属する審理が、成人裁判所の管轄権限に属するその他の被疑者に対する審理と併合されるべきであるのは、ただ、それが、真実の探求のために、または、その他の重要な諸理由から要請される場合に限定される。

第 78 条

成人裁判所での少年に対する審理

- (1) 被疑者が、公訴の提起の際に、18 歳未満である場合の審理においては、成人裁判所は、この法律の審理についての諸規定を適用するべきである。ただし、特別の諸理由がこれに反対する場合には、このかぎりではない。
- (2) 成人裁判所は、それが専属的に管轄権限を持つのではないかぎり、手続きを、検察官の同意を経て、決定によって、少年刑事審理に移送することができる。

- (3) 少年拘禁以外の教育措置および懲戒処分を選択しかつ命令することは、後見裁判官に委ねられる。その他の点では、成人裁判所は、この法律が少年に関して許す全ての刑罰および措置を、判決として言渡すことができる。

第 79 条

軍事裁判所および親衛隊裁判所および警察裁判所

軍最高司令官およびライヒ親衛隊長官は、それぞれ、その業務領域に関して、ライヒ司法長官の了解を経たうえで、軍事裁判所または親衛隊裁判所に服属する少年については、この法律のいかなる規定が適用されるかを定める。これらの者は、各自、その業務領域に関して、施行規則を発令することについて権限を持つ。

第 80 条

ライヒ労働奉仕団

- (1) 少年拘禁は、ライヒ労働奉仕団に属する者たちにおいては、余暇拘禁としては言渡されることがない。
- (2) 刑事訴追に関しては、このことに関して発される特別の規定が適用される。この法律ににおいてヒトラー＝ユーゲントの意見聴取が規定されている（第 28 条第 1 項、第 35 条、第 72 条第 3 項）かぎりでは、ライヒ労働奉仕団に属する者たちにあつては、ライヒ労働奉仕団の意見が聴取される。ライヒ労働奉仕団の代理人らは、審理に立ち会うことを許される。
- (3) 執行指揮者は、ライヒ労働奉仕団に属する者に対する少年拘禁の執行指揮をライヒ労働奉仕団に委ねる。ただし、それは、執行が免除されない（第 62 条第 4 項）ときで、管轄権限あるライヒ労働奉仕団の男性統率者または管轄権限あるライヒ労働奉仕団の女性統率者が、この執行を引き受けることを意欲する場合である。

第 6 部

結びの規定および経過規定

第 81 条

不定期刑を言渡された者に関する裁判籍

不定期の少年軽懲役の服役がいまだ完全に満了していない間は、刑の言渡しを受けた者のさらなる犯罪に関しては、その執行指揮者の任務を責務として負う裁判官が、その刑罰権力の範囲内で、そのさらなる犯罪が、少年の年齢においてではなく行なわれた場合にもまた管轄権限を持つ。

第 82 条

少年に対するその他の自由刑の処遇

- (1) 軽懲役または城塞禁錮が、少年に対して、この法律の施行前に言渡された場合には、これらの軽懲役または城塞禁錮は、この法律の適用に関しては、少年軽懲役刑に等しいものとされる。
- (2) 少年軽懲役の制限的情報および抹消についての諸規定（第 70 条）は、軍事裁判所によって少年に対してこの法律の施行後に言渡される軽懲役または城塞禁錮にもまた適用される。
- (3) 情報は、最長 3 月までの自由刑について、ならびに、罰金刑については、ただ制限的にのみ付与される。；刑の言渡しを受けた者が、生後 20 年を満了し、かつ最後の刑の言渡し後 4 年を経過したときは、刑の言渡しについての記載は抹消される。

(2009 年 10 月 5 日提出)

